

栄町ごみ減量化推進計画



栄 町

令和5年3月改訂

令和6年6月改訂

目 次

1	計画策定の趣旨	1
	(1) 計画策定の背景と目的	1
	(2) 計画の位置付け	2
	(3) 計画期間	2
	(4) 計画の作り方	3
	(5) 国及び千葉県におけるごみ減量化施策との関係	4
	(6) 印西地区環境整備事業組合のごみ処理基本計画と本計画との関係	5
2	ごみ処理の現状	6
	(1) ごみ収集運搬・処理の状況	6
	(2) ごみ排出量の推移	14
	(3) 中間処理・最終処分の状況	18
	(4) ごみ減量化施策の現況	21
3	ごみ減量化にあたっての課題	27
	(1) 家庭系ごみについて	27
	(2) 組成分析について	28
	(3) 全体的取り組みについて	31
4	ごみ減量化施策と目標設定	31
	(1) ごみ減量化推進計画策定に対する基本的な考え方	31
	(2) 目標設定にあたっての考え方	32
	(3) 家庭系ごみの減量化目標と施策展開	33
5	計画の進行管理	37

栄町ごみ減量化推進計画

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

栄町では、令和元年度から8年度までの8年間の計画期間とする第5次総合計画を策定しました。町民と行政とが知恵と力を出し合い、協力することにより将来像「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ」の実現を目指すことにしています。この計画の実現のために「ごみ減量化の推進」は大変重要な施策と考えます。

ごみ減量化については、従来から、町民の方々のご協力の下、ごみ収集・処理の有料化など、積極的に取り組んできたところです。

しかし、近年、人口減少、町民の高齢化、コロナ禍における生活スタイルの変化などを要因として、一人1日当たりのごみ排出量は、平成30年度まで減少傾向にありましたが令和元年度・2年度では、コロナ渦の影響により、増加している状況にあります。

そのような中、印西地区環境整備事業組合（以下「事業組合」という）では、令和5年3月に印西地区ごみ処理基本計画を改定いたしました。

栄町においては、この印西地区ごみ処理基本計画と整合性を図りながら、事業組合の計画に沿って、ごみの減量化に取り組んできました。

しかし、ごみの排出は、各地域の生活様式（例えば戸建てと集合住宅の割合）の違いなど、地域の特性に左右されること、さらに、ごみ減量化に

については、栄町の大きな行政課題であることから、栄町としての「ごみの減量化計画」を策定することとしました。

そして、この計画を推進・実現することで、ごみ処理に係る町の財政負担の軽減が少しでも図れること、さらには、地球や地域の環境負荷の低減と、ごみ減量化を通じての協働のまちづくりの推進が図れることを期待しているところです。

(2) 計画の位置付け

この計画は「栄町第5次総合計画（平成31年3月策定）」に掲げる政策「資源循環型社会を目指し、廃棄物の適正処理を推進します」の各施策に反映させていきます。

また、事業組合で検討が進んでいる次期中間処理施設の規模などとともに、現在、そして将来の栄町のごみ処理に係る財政負担の軽減にも影響を及ぼすことになると考えています。

そして、第10次千葉県廃棄物処理計画（令和3年策定）や事業組合の「印西地区ごみ処理基本計画」との整合性を保ちつつ策定しました。

(3) 計画期間

具体的事業の実施とその評価を行うこととし、計画期間は、現在の計画期間の最終年度である令和5年度から「令和10年度」に延伸します。

また、ごみ処理に係る将来人口の推計は、「栄町人口ビジョン」の目標人口を基に令和10年度まで示すこととしました。

表－1

本計画における栄町の人口推移及び推計

(単位：人)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
実 績	21,899	21,656	21,470	21,201	20,908	20,676	20,384	20,181	20,001
将来人口	—	—	—	—	—	—	—	—	—
将来人口 (補正後)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年 度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	—	—
実 績	19,899	19,751	—	—	—	—	—	—	—
将来人口	—	19,899	19,738	19,577	19,417	19,256	19,096	—	—
将来人口 (補正後)	—	—	19,590	19,430	19,271	19,111	18,952	—	—

*H25年度からR5年度までは、栄町住民基本台帳（3月31日現在）の実績

《人口推計の説明》

町の将来人口は、「千葉県印旛郡栄町人口ビジョン(令和2年3月)」で示されている将来展望人口(町独自推計(施策効果反映))を採用しています。将来展望人口(町独自推計(施策効果反映))は、出生率の上昇につながる施策や社会減を抑制する施策を踏まえた推計となっています。なお、令和6年度以降の将来人口は、令和5年度将来人口と実績人口の比較減少率を各年度の将来人口に乗じて補正後の将来人口（令和6年度から令和10年度）を推測しています。

(4) 計画の作り方

本計画は、ごみ減量化について、住民の方々からアイデアを募集し、これらを参考に、町が素案を策定し、その後、住民の方々の意見を再度聞いて、計画を策定しました。

その過程においては、当然のことながら、町議会議員、廃棄物減量等推進審議会の意見も聞きました。

さらに、事業系のごみ減量化のためにも、事業者の方々からも、意見を聞きました。なお、町役場もごみを多く排出していますので、町役場としての「ごみ減量化施策」を検討しました。

(5) 国及び千葉県におけるごみ減量化施策との関係

ア 国においては、第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年策定）

が定められており、そのポイントとしては、表-2のとおりです。

表-2 第4次循環型社会形成推進基本計画

① 持続可能な社会づくりとの統合的取組み
② 多種多様な地域循環共生圏形成による地域の活性化
③ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
④ 適正処理の更なる推進と環境再生
⑤ 万全な災害廃棄物処理体制の構築
⑥ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
⑦ 循環分野における基盤整備

2025年を目標年次として一人1日当たりの家庭系ごみ排出量を440gとする数値目標が設定され、地方公共団体は、地域における循環資源、再生可能資源、ストック資源の状況を分析し、地域住民、事業者、NPO、NGO、有識者等と連携するシステムを構築し、地域の特性に応じた地域循環共生圏の仕組みづくりを主導して行くことが求められています。

イ 千葉県においては、令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5ヶ年計画として、第10次千葉県廃棄物処理計画を策定しています。その中で、例えば、令和7年度目標として一人1日当たりの家庭系ごみ排出量440g以下（令和3年度493g）、再生利用率30%以上（令和3年度19.4%）年間最終処分量12万トン以下としています。

なお、県内の最近の一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、減少傾向にあります。再資源化率は、なかなか増加しない状況が見受けられます。

展開する施策としては、表-3（5ページ）のとおりです。

① 3Rの推進
② 適正処理の推進
③ 適正処理体制の整備
④ 万全な災害廃棄物処理体制の構築

具体的な活動としては、例えば、新たな取り組みとして3Rの取組強化、災害廃棄物の処理体制の整備、産業廃棄物再生品（再生土）の適正利用の推進の取り組みを進めています。

ウ 栄町においては、これら国や県の減量化計画や減量化施策の考え方を踏まえたうえで、施策例として提示し、ごみの減量につなげていければと考えて本計画を策定しています。

（6） 印西地区環境整備事業組合の「ごみ処理基本計画」と「本計画」 との関係

従来は、事業組合のごみ処理基本計画に基づき、ごみの減量化の目標を勘案し、施策を展開してきました。今後は、本計画に基づき町の減量化施策を展開していきますが、事業組合の計画とも整合性を図ることとしています。

なお、「事業組合」として取り組むべき事項は、「事業組合」の「ごみ処理基本計画」の中で明示されますので、組合の一員として当該事項を参考に本計画を調整していきます。

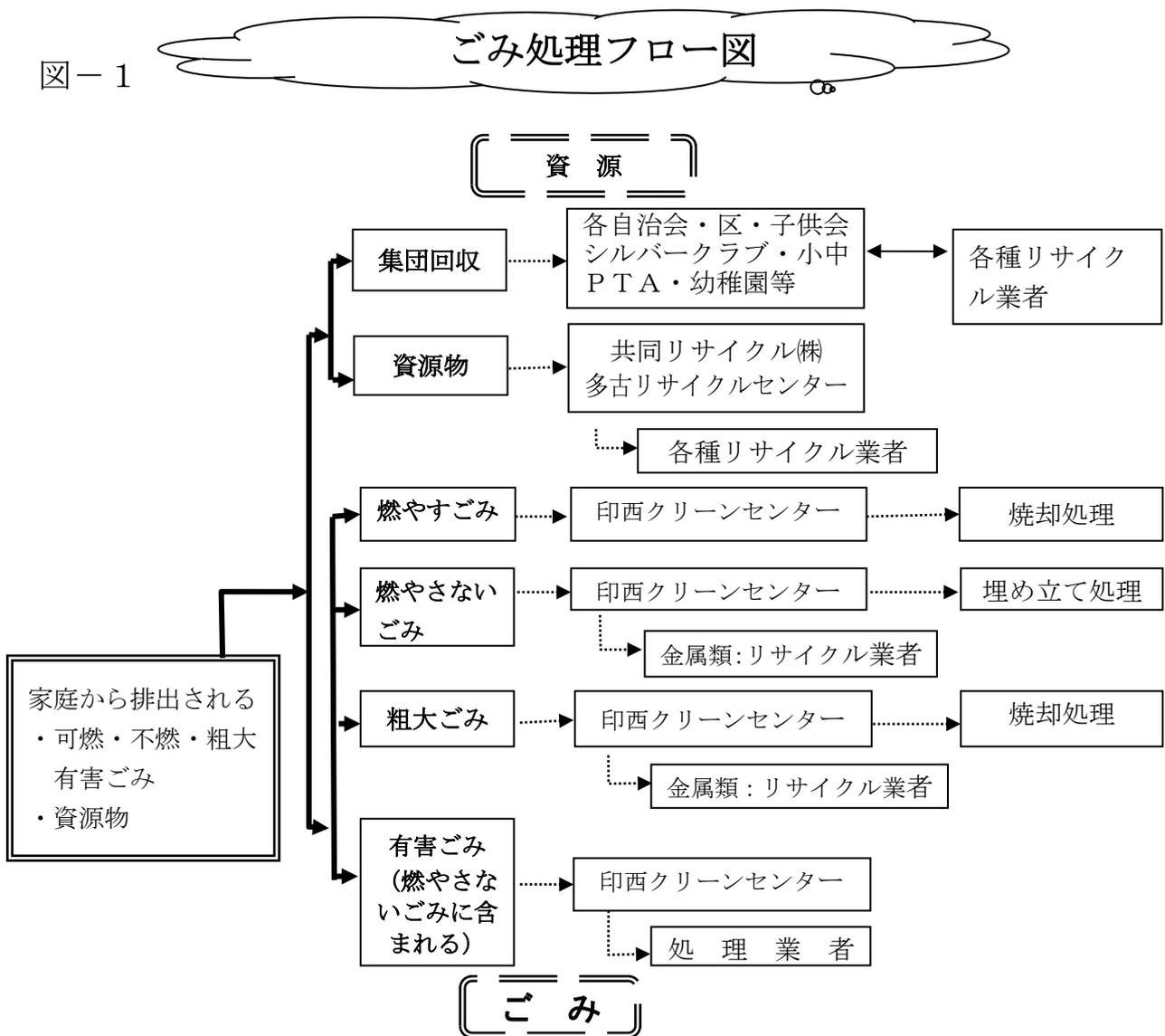
2 ごみ処理の現状

(1) ごみ収集運搬・処理の状況

ア ごみ収集運搬・処理の流れと概況

ごみ収集については、家庭系ごみについては、図-1のとおりとなっており、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみは印西クリーンセンターに運ばれ処理されており、最終処分は主に印西地区一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という）で埋め立て処分されています。また、資源物については、地域の資源回収という方法とごみの分別収集としての資源物収集があります。

図-1



イ 栄町分別収集基準

栄町のごみの分別収集基準については、栄町が単独で、策定した「栄町一般廃棄物処理基本計画（平成11年3月策定）」で示された「栄町のごみ分別体系及び排出方法」を分別収集基準としていましたが、「事業組合」において、総合的に「ごみ処理基本計画（平成31年3月策定・令和5年3月改訂）」が策定され、本計画で示す「印西クリーンセンター受け入れ基準」を準用しています。

なお、この受け入れ基準は次の表-4（8ページ）のとおりとなっており、周知については、「栄町ごみの分別ルールブック（令和5年11月改訂）」の転入者への配布や町ホームページで周知し、各家庭のご協力を得られるよう努めています。

また、令和元年7月から、資源物やごみの分別方法・収集日などの情報をスマートフォンなどで手軽に検索できるよう「資源・ごみ分別アプリさんあ〜る」を配信しています。

表－４

印西クリーンセンター受け入れ基準

		ごみ種別	ごみの大きさと分別時の注意点
焼却処理施設	燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ちゅう芥類(料理くず、残飯、野菜くず、卵殻、貝殻等) ・紙類(ちり紙、紙くず等) ・布類(汚れのひどいもの、ボロきれ等) ・草、木(雑草、庭木の枝、落葉、枝切れ等) ・プラスチック類(カセットテープ、ビデオテープ、食品ラップ等) ・皮、ゴム類(革靴、運動靴、ゴム長靴、ゴム手袋等) ・その他、燃やせるもの(燃えるもの) 	<p>1. ごみの大きさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①家庭系ごみ: 指定したごみ袋に入るもの ②事業系ごみ: 指定したごみ袋や同等の大きさの袋に入るもの ③木くず類(枝木、木材)及び竹は、長さ 45 cm・太さ 3 cm程度以内のもの ④板切れは、縦 30 cm × 横 30 cm・厚さ 3 cm程度以内のもの <p>2. 分別の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①木くず類と竹は、幹と枝葉を切り離す ②生枝、生木は十分に乾燥させる
	燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・陶磁器類(茶わん、皿、植木鉢等) ・ガラス類(板ガラス、コップ、油瓶、電球等) ・金属類(油缶、なべ、やかん、刃物等) ・針金・電気コード ・その他、燃やせないもの(燃えないもの) 	<p>1. ごみの大きさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①家庭系ごみ: 指定したごみ袋に入るもの ②事業系ごみ: 指定したごみ袋や同等の大きさの袋に入るもの <p>2. 分別の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中身が容易に判別できる袋を使用する ②鋭利なものは、紙等で包み危険表示をする ③事業系ごみは原則受入できません
粗大ごみ処理施設	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・木製家具類(机、椅子、タンス、鏡台、ベッド枠、整理棚等) ・家庭電化製品類(掃除機、扇風機、炊飯器、ビデオ、ラジカセ、ステレオ、トースター等) ・建具類(障子、襖、網戸、畳、じゅうたん、カーペット等) ・寝具類(ふとん、毛布、マットレス等) ・自転車・三輪車・一輪車 ・石油ストーブ・ガスストーブ・ガステーブル・ガスレンジ等 ・スチール製家具・木材(生木は除く) 	<p>1. ごみの大きさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指定したごみ袋[可燃ごみ用・不燃ごみ用]に入らない大きさのもので、縦 180cm × 横 90cm × 奥行 90cm 程度以内のもの ②木くず類(枝木、木材)は、長さ 180cm・太さ 10cm 程度以内のもの(事業系の木くず類は、ご相談ください) ③寝具類・畳・じゅうたん等は、長さ 80cm 程度以内 <p>2. 分別の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①石油ストーブ等の燃料を使用するものは、中の燃料を抜いてから出す ②点火装置等の乾電池は取り除く ③倉庫等は、上記の基準以内に分解する
	有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池 ・蛍光灯 ・水銀入り体温計 ・スプレー缶 ・カセットボンベ 	<p>1. 分別の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①他のごみとは混ぜずに、所定の場所に搬入する(小型二次電池、ボタン型電池は販売店の回収ボックスへ) ②事業系ごみは受入できません

受入れできないごみとは、受入基準（１）のごみの分別が不十分なごみ及び以下のごみ

（１）処理できないごみ

- ・ 事業活動によって排出される下記に示す産業廃棄物
 - ① 廃プラスチック類（発泡スチロール、ポリフィルム、塩化ビニールシート、農業用ビニール、塩ビパイプ、ポリ容器、プラスチック成形物等）
 - ② 金属くず（業務用金属缶、金属製品具、金属製機械、農機具、金属製家具、金属を含む不用物等）
 - ③ ガラス及び陶磁器くず（業務用瓶、事業所の蛍光管、ガラスを含む不用物、瓦、土器・陶器、磁器くず）
 - ④ がれき類（石膏ボード、コンクリートの破片等の建設廃材）
 - ⑤ ゴムくず ⑥ 汚泥 ⑦ 燃え殻 ⑧ 廃油 ⑨ 廃酸 ⑩ 廃アルカリ ⑪ 鉱さい ⑫ ばいじん ⑬ 家畜のふん尿 ⑭ 家畜の死骸 ⑮ 動植物性残さ ⑯ 動物系固形不用物 ⑰ 産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の種類の産業廃棄物に該当しないもの
 - ・ 廃棄物関係法令等により指定されているもの
 - ① 冷蔵庫（冷凍庫） ② テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式） ③ 洗濯機 ④ エアコン（室外機含） ⑤ パソコン（ノート型 ディスクトップ型、ブラウン管式、液晶ディスプレイ） ⑥ 衣類乾燥機
 - ※①から⑥までの電化製品は分解したものを含む
 - ⑦ スプリング入りマットレス ⑧ タイヤ ⑨ 注射器 ⑩ 小型二次電池（充電して繰り返し使える電池） ⑪ オートバイ（※）等
 - ※オートバイは、メーカーによる自主回収システムによる
 - ・ 爆発及び発火の恐れがあるもの
 - ① 発炎筒 ② 火薬類 ③ 導火線・花火・マッチ（水に十分浸してないもの） ④ 石油類 ⑤ 薬品（農業、科学、医療用等） ⑥ シンナー ⑦ 塗料等
 - ・ 破砕機で処理できないもの
 - ① 太陽熱温水器 ② 受水槽 ③ 浴槽 ④ 大型流し台 ⑤ 大型機械製品 ⑥ 自動車部品 ⑦ 耐火金庫 ⑧ ワイヤー類 ⑨ ブロック ⑩ レンガ ⑪ 消火器 ⑫ ガスボンベ ⑬ バッテリー ⑭ スプリング類
- （２）資源物
- ・ 収集対象物や方法について定められているもの

災害ごみは、処理可能な範囲で管理者が定めるものについて期間を定め受け入れることができるが、一般廃棄物を優先し搬入を制限することがある。

ウ 収集体制と収集場所など

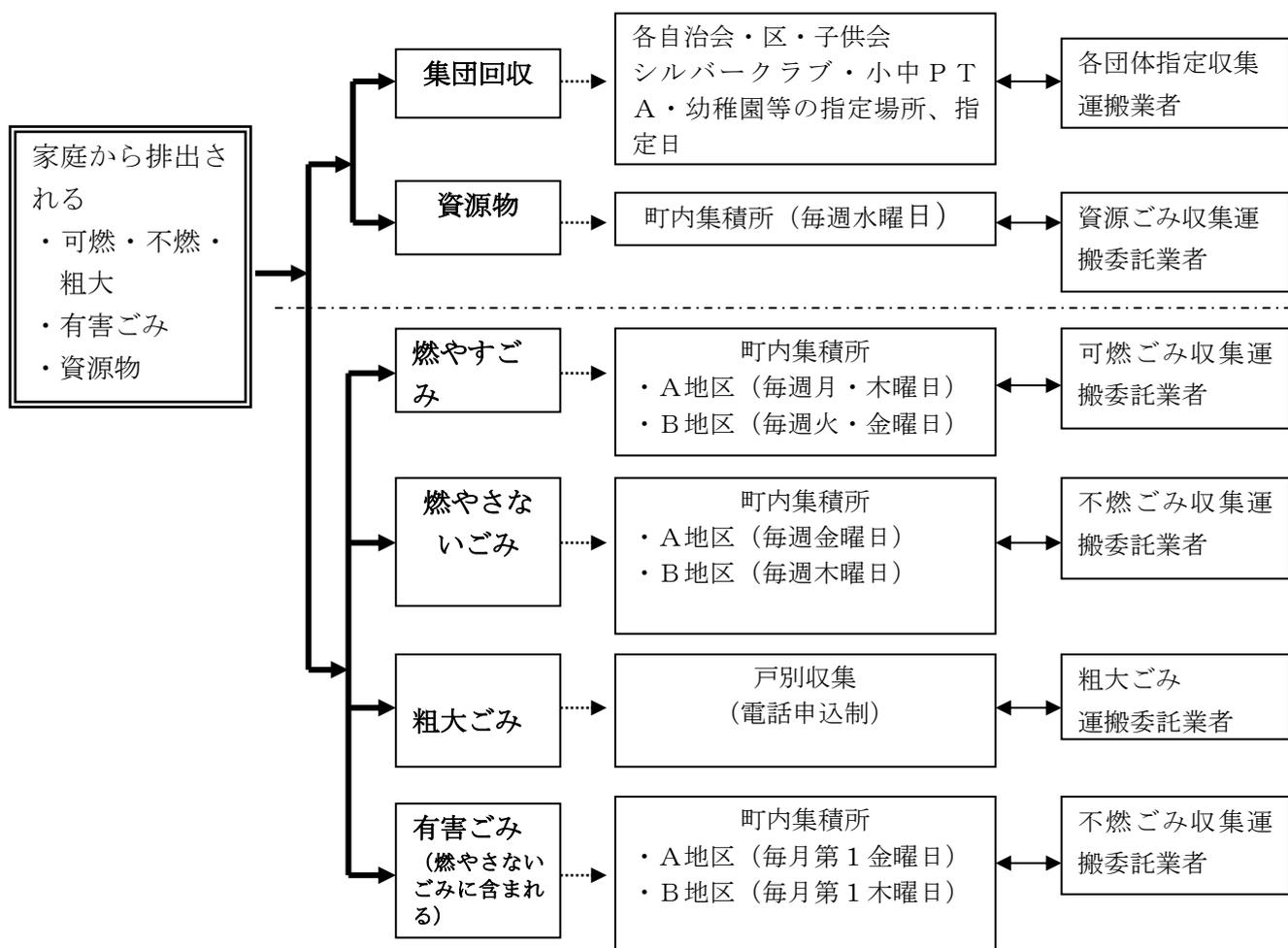
家庭ごみについて、図－２（１０ページ）のとおりです。

また、資源物については、各自治会・区・子供会などが回収を行っています。その概要は、図－３（１１ページ）のとおりとなっています。

なお、収集場所は、各地域の集会所・公園及び地域で定めた空き地を利用するなど地域によって様々です。また、町の集積所を町のごみ回収が行われない日を利用し、集団回収を行っている地域もあり、地域によって回収方法が異なっています。

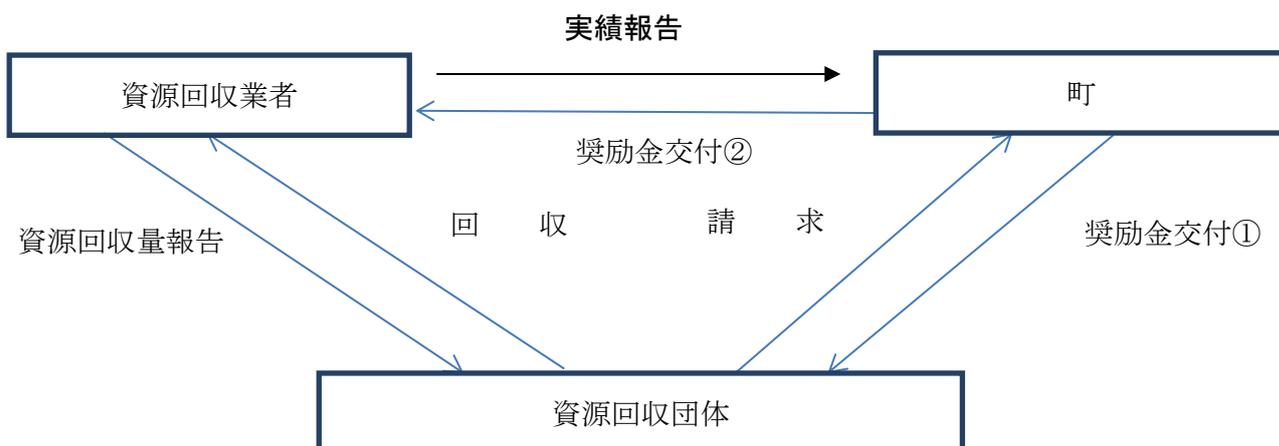
ごみ収集体制

資源



ごみ

図－３



エ 収集運搬処理費用や有価物の売払収入など

厳しい町財政の中、ごみ処理に係る費用を節減し、また、有価物の売却収入を増やし、ごみ処理の財政負担の軽減を図っていますが、いくつかの課題もあるところです。

(ア) 収集運搬費用や有価物の売却収入について

家庭系ごみの収集運搬委託料ですが過去８年間の推移は表－５（１２ページ）のとおりとなっています。

次に、資源ごみの中間処理費・保管料の推移も表－５のとおりとなっています。なお、資源ごみの売却益は表－５のとおりとなっており、さらに資源集団回収の量やこれに対する奨励金の推移は表－６（１２ページ）のとおりとなっています。また、粗大ごみに係る収集運搬費用は表－５のとおりとなっていますが、有害ごみに関する収集運搬費用は不燃ごみに含まれています。

表一 5

家庭系ごみの収集費に係る経費

単位：千円

収集費等の種別	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
可燃ごみ(収集運搬費)	39,324	39,324	39,324	39,324	39,324	39,688	40,052	40,052
不燃ごみ(収集運搬費)	4,814	4,814	4,814	4,814	4,814	4,859	4,903	4,903
粗大ごみ(収集運搬費)	1,029	1,703	5,676	5,676	5,676	5,729	5,781	5,781
資源物(収集運搬費)	13,265	13,265	13,265	13,265	13,265	13,388	13,510	13,510
資源物中間処理費	7,562	7,775	7,499	7,580	7,730	7,245	7,729	8,538
資源物保管料	467	487	481	501	523	492	540	592
収集費小計 A	66,461	67,368	71,059	71,160	71,332	71,401	72,515	73,376
資源物売却益 B	1,231	947	809	1,019	947	761	721	1,467
合計(A-B)	65,230	66,421	70,250	70,141	70,385	70,640	71,794	71,909

* 可燃・不燃及び資源物収集運搬費については、3年毎の長期継続契約のため同額。

* 粗大ごみの収集経費については、回収車等の必要経費。

* 資源物中間処理費及び保管料は処理量による単価契約。

* 資源物売却益は、処理を行った資源物の売却経費で町の収入。

* 平成26年度は、消費税5%から8%に引き上げられたため経費が増額しています。

* 平成26年度以降における粗大ごみ収集運搬は、町直営から事業者委託としたため、経費の比較上、町直営時に必要であった人件費1名分(4,000千円福利厚生費等含む)を差し引いています。

* 令和元年度は、10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられたため、可燃・不燃・粗大・資源物の収集運搬費が増額となっているが税抜き価格は、同額です。

※令和4年度以降については、資料編で掲載していきます。

表一 6

資源物集団資源回収量及び奨励金等の推移

回収品目等	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
紙 類 (t/年)	740.60	658.18	621.80	576.78	551.56	527.19	537.03	494.02
布 類 (t/年)	47.61	45.49	44.75	4.08	45.19	48.11	49.97	44.49
アルミ缶 (t/年)	0.90	0.75	0.65	0	0	0	0	0
鉄 缶 類 (t/年)	66.36	66.67	69.83	61.68	56.38	52.45	50.13	49.58
鉄 類 (t/年)	20.43	18.68	27.70	24.60	20.87	21.69	21.25	19.46
ガラス・陶磁器類 (t/年)	—	21.88	48.42	76.39	90.69	92.85	109.73	105.76
回収量合計 (t/年)	875.90	811.65	813.15	782.5	764.69	742.29	768.11	713.31
団 体 数	29	25	28	29	29	32	32	31
資源回収奨励金(円)	6,131,335	5,681,550	6,505,232	6,260,224	6,117,520	5,938,312	6,144,880	5,706,440
(内訳) 団体への奨励金	2,627,715	2,434,950	3,252,616	3,130,112	3,058,760	2,969,156	3,072,440	2,853,220
(内訳) 業者への奨励金	3,503,620	3,246,600	3,252,616	3,130,112	3,058,760	2,969,156	3,072,440	2,853,220

* 平成26年度平成27年度 団体1kg/3円・業者1kg/4円

* 平成28年度～ 団体1kg/4円・業者1kg/4円

※令和4年度以降については、資料編で掲載していきます。

表－7

印西地区環境整備事業組合

単位：千円

負担金内訳	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
①共通経費	24,668	27,351	30,453	32,401	32,914	35,422	36,216	31,531
②衛生費	94,366 (94,306)	85,614 (85,274)	80,469 (80,148)	93,172 (93,150)	47,292 (26,457)	68,682 (45,943)	76,911 (76,799)	76,679 (76,679)
③最終処分場費	8,980 (8,127)	9,049 (8,196)	3,282 (2,429)	2,452 (1,668)	6,908 (3,145)	2,603 (2,603)	2,167 (2,167)	5,220 (5,220)
④元利償還金	8,030	7,914	7,765	5,176	2,038	12,819	18,841	19,502
⑤予備費	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	136,045 (102,373)	129,928 (93,470)	121,969 (82,577)	133,201 (94,822)	89,152 (29,602)	119,526 (48,546)	134,135 (83,433)	132,932 (81,899)
⑥余熱利用施設費	16,156	12,610	13,144	12,708	12,646	11,908	12,157	12,767
⑦次期施設建設費	—	—	—	—	3,462 (3,462)	5,126 (5,126)	10,002 (10,002)	19,719 (10,002)
総合計	152,200 (102,373)	142,538 (93,470)	135,113 (82,577)	145,909 (94,822)	105,260 (33,064)	136,560 (53,672)	156,294 (93,435)	165,418 (91,901)

①共通経費：議会費、一般管理費、監査委員費に要する経費

②衛生費：印西クリーンセンターの管理運営に要する経費

③最終処分場費：印西地区一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費及び印西地区一般廃棄物最終処分場の地元対策事業に要する経費

④元利償還金：最終処分場用地費・建設費、焼却炉増設費、老朽対策事業、白井清掃センター解体事業、温水センター建設費に関する元利償還金

⑤()内は、ごみ量に応じて算出する経費です。

※平成29年度①共通経費が増額した主な理由は、人件費の増額によるものです。

※平成29年度②衛生費が増額した主な理由は、施設更新計画費の増額によるものです。

※平成29年度③最終処分場費が減額した主な理由は、施設維持費の減額によるものです。

※平成30年度①共通経費が増額した主な理由は、人件費の増額によるものです。

※平成30年度②衛生費が減額した主な理由は、平成29年度に歳入となるべき賠償金が平成30年度の歳入となったことによるものです。

※平成30年度③最終処分場費が増額した主な理由は、埋立期間の延伸に伴い地域振興事業協力金の支出が発生したことによるものです。

※令和元年度①共通経費が増額した主な理由は、人件費の増額によるものです。

※令和元年度②衛生費が増額した主な理由は、定期補修等の施設維持費の増額によるものです。

※令和元年度③最終処分場費が減額した主な理由は、事業費の減によるものです。

※令和2年度①共通経費が増額した主な理由は、人件費の増額によるものです。

※令和2年度②衛生費が増額した主な理由は、定期補修等の施設維持費の増額によるものです。

※令和2年度③最終処分場費が減額した主な理由は、事業費の減によるものです。

※令和3年度①共通経費が減額した主な理由は、人件費の減額によるものです。

※令和3年度②衛生費が減額した主な理由は、定期補修等の施設維持費の減額によるものです。

※令和3年度③最終処分場費が増額した主な理由は、事業費の増によるものです。

※令和3年度⑦次期施設建設費が増額した主な理由は、事業費の増によるものです。

※令和4年度以降については、資料編で掲載していきます。

(イ) 印西クリーンセンターにおけるごみ処理経費について

全体の処理経費は、「事業組合」への負担金で支出をしています。その負担金額については、項目別に表-7(13ページ)のとおりとなっており、建設費などの元利償還金の一部が普通交付税に算入されています。

(2) ごみ排出量の推移

ア 総排出量の推移

総排出量は、表-8のとおりとなっており、家庭ごみの資源物収集や集団回収を含んでおります。また、排出原単位は、総量と同様に資源物収集や集団回収を含む、一人1日当たりのごみ総排出量の推移を示しています。

表-8 栄町ごみ総排出量の推移 (単位：t)

年度	家庭系		事業系		総排出量	年度末人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)
	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)			
H 18	6,604.38	71.91	2,580.02	28.09	9,184.40	24,514	1,026
H 19	6,449.75	71.72	2,542.59	28.28	8,992.34	24,143	1,017
H 20	6,196.61	74.52	2,118.97	25.48	8,315.58	23,740	960
H 21	6,038.39	84.84	1,079.12	15.16	7,117.51	23,366	835
H 22	5,970.88	89.82	676.44	10.18	6,647.32	23,032	791
H 23	5,948.72	85.53	1,006.66	14.47	6,955.38	22,672	838
H 24	5,786.80	86.43	908.93	13.57	6,695.73	22,278	823
H 25	5,682.41	84.52	1,040.58	15.48	6,722.99	21,899	841
H 26	5,514.04	85.74	917.11	14.26	6,431.15	21,656	813
H 27	5,303.81	85.24	917.83	14.76	6,221.64	21,470	791
H 28	5,128.45	86.03	832.54	13.97	5,960.99	21,201	770
H 29	4,909.67	87.76	883.10	15.24	5,792.77	20,908	751
H 30	4,767.53	84.33	885.30	15.67	5,652.83	20,676	749
R 元	4,814.61	84.12	908.60	15.88	5,723.21	20,384	767
R 2	4,881.29	84.52	893.45	15.48	5,774.74	20,181	784
R 3	4,645.75	83.28	932.91	16.72	5,578.66	20,001	764

※ ごみ排出量は、家庭ごみ・事業系ごみの総量。

※ 家庭ごみは、資源物収集及び集団回収を含む。

※ 排出原単位は、総排出量をグラムに換算し、年度末人口及び年間日数で除して算出。

(算出例) 令和3年度排出原単位 764g/人・日 = 5,578.66t × 1,000,000 ÷ 20,001 人 ÷ 365 日

※ 令和4年度以降については、資料編で掲載していきます。

イ 家庭系ごみ量の推移

家庭系ごみの排出量は次の表－9（16ページ）のとおりとなっており、資源物の集団回収は除いております。また、一人1日当たりの排出量も示しています。

全体では、一人1日当たりの排出量は、ここ数年おおむね減少傾向にありましたが、令和元年度・2年度は、コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛など生活スタイルの変化の影響により増加しております。

また、令和3年度もコロナウイルスの感染の影響があったと考えられますが安定した生活を取り戻しつつあり前年度と比較すると減少しており、令和4年度以降も減少傾向にあります。

なお、令和5年度の一人1日当たりのごみ排出量（資源物を除く）は、457g／人・日で、印西市（492g／人・日）及び白井市（474g／人・日）に比べて少なくなっています。

なお、資源物の再資源化率（令和3年度）は、栄町が19.4%であり、県の平均は19.6%となっております。

(ア) 可燃ごみ

可燃ごみの排出量の推移は、表－9の中で示してありますが、一人1日当たりの排出量は、近年減少傾向にありました。

しかしながら、令和元年度・2年度は、先に述べた理由により増加しましたが令和3年度以降は、減少傾向に転じ令和5年度一人1日当たりの可燃ごみの排出量は、436.3g／人・日であり、印西市（451.9g／人・日）や白井市（449.2g／人・日）に比べて少ない状況です。

表－9

栄町家庭ごみ排出量の推移

年度	人口	家庭ごみ排出量（t/年）						排出原単位 （g/人・日）	
		可燃ごみ		不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	合計	資源物を除く	
		人口一人当たり （g/人・日）							
H18	24,514	4,486.01	501.36	190.24	160.21	450.36	5,286.82	590.86	540.53
H19	24,143	4,363.40	493.80	207.40	157.13	438.72	5,166.65	584.70	535.06
H20	23,740	4,271.18	492.92	190.11	160.58	406.59	5,028.46	580.31	533.39
H21	23,366	4,198.68	492.31	234.02	197.02	473.06	5,102.78	598.31	542.85
H22	23,032	4,143.85	492.92	283.79	165.41	469.00	5,062.05	602.14	546.36
H23	22,672	4,144.42	499.45	260.48	179.20	462.75	5,046.85	608.20	552.44
H24	22,278	4,072.96	500.89	241.62	135.42	452.07	4,902.07	602.85	547.26
H25	21,899	3,972.97	497.05	241.10	119.59	435.96	4,769.62	596.71	542.17
H26	21,656	3,915.16	495.31	196.91	107.86	418.20	4,638.13	586.78	533.87
H27	21,470	3,808.52	484.66	171.13	103.94	408.57	4,492.16	571.66	519.67
H28	21,201	3,684.06	476.08	152.21	112.39	366.64	4,315.30	557.65	510.27
H29	20,908	3,562.65	466.84	115.95	98.14	350.40	4,127.14	540.80	494.89
H30	20,676	3,504.55	464.38	74.54	83.48	340.27	4,002.84	530.40	485.32
R元	20,384	3,532.94	473.55	75.72	132.51	331.15	4,072.32	545.85	501.46
R2	20,181	3,606.99	489.68	80.54	93.33	332.32	4,113.18	558.39	513.28
R3	20,001	3,448.74	472.41	78.07	72.86	332.77	3,932.44	538.66	493.08

※資源物は、集団資源回収を除く。

※令和4年度以降については、資料編で掲載していきます。

（イ） 不燃ごみ

不燃ごみの排出量の推移も、表－9の中で示してありますが、平成18年頃、そして平成21年頃と2段階にわたって、排出量が急増しています。これは、粗大ごみの収集方法の変更によるもので、これまで誤って粗大ごみとして排出されていたものが、不燃ごみに排出されたものと思われます。さらに、町民においても粗大ごみを解体するなどの努力により排出しやすく、また分別を進めようとしたことにより不燃ごみが増加したと思われます。平成22年度からは、毎年減少傾向にあり、特に平成30年度から不燃ごみの資源化事業を実施したことにより不燃ごみの減量化が図られています。

(ウ) 粗大ごみ

粗大ごみの排出量の推移も表－9（16ページ）の中で示してありますが、平成23年までは増減を繰り返していましたが、平成24年からは減少傾向にあります。

平成29年度から粗大ごみの資源化事業を実施したことにより、粗大ごみの減量化が進んでいますが、令和元年度は9月及び10月に発生した台風による災害ごみなどにより増加しています。

(エ) 資源物

資源物の回収状況の推移は表－10の中で示してありますが、資源物は、一般資源回収及び集団資源回収がありますが、毎年減少傾向にあると言えます。

資源物の増加を図る対策の検討が必要となっております。

表－10 資源物回収状況の推移 (t/年)

	一般資源回収量	集団資源回収量	合計
H 18	450.36	1,317.56	1,767.92
H 19	438.72	1,283.10	1,721.82
H 20	406.59	1,168.15	1,574.74
H 21	473.06	935.61	1,408.67
H 22	469.00	908.83	1,377.83
H 23	462.75	901.87	1,364.62
H 24	452.07	884.73	1,336.80
H 25	435.96	912.79	1,348.75
H 26	418.20	875.91	1,294.11
H 27	408.57	811.65	1,220.22
H 28	366.64	813.15	1,179.79
H 29	350.40	782.53	1,132.93
H 30	340.27	764.69	1,104.96
R 元	331.15	742.29	1,073.44
R 2	332.32	768.11	1,100.43
R 3	332.77	713.31	1,046.08

※令和4年度以降については、資料編で掲載していきます。

(オ) 集団資源回収による資源物

集団資源回収による資源物の推移は、表－10（17ページ）のとおりとなっており、すでに述べているとおり、令和2年度は、増加に転じていますが減少傾向にあると言えます。

また、資源物の内訳の推移は表－11のとおりとなっており、新たに平成25年度から金属類が、平成27年度からガラス・陶磁器類が集団回収品目になっております。

また、資源物の売却益の要である新聞、雑誌等の紙類の減少が特徴的となっています。

表－11 資源物の収集内訳の推移（集団資源回収） 単位：kg

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
スチール缶	66,360	66,665	69,830	61,680	56,380	52,451	50,135	49,575
アルミ缶	905	755	655	0	0	0	0	0
繊維類	47,610	45,490	44,750	43,075	45,195	48,105	49,975	44,485
紙類	740,595	658,185	621,804	576,783	551,560	527,187	537,030	494,020
金属類	20,435	18,675	27,695	24,595	20,865	21,692	21,245	19,465
ガラス 陶磁器類	-	21,880	48,420	76,395	90,690	92,851	109,725	105,760
計	875,905	811,650	813,154	782,528	764,690	742,289	768,110	713,305

※令和4年度以降については、資料編で掲載していきます。

(3) 中間処理・最終処分の状況

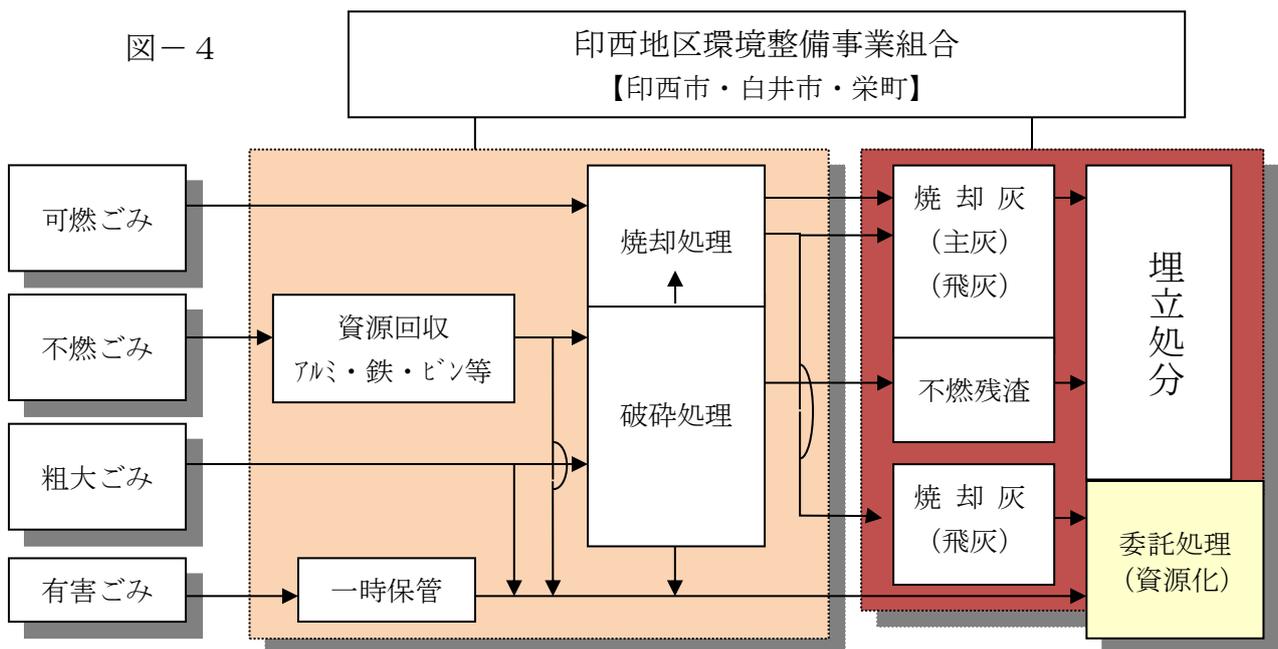
ア 中間処理の状況

すでに、記載しているとおり、燃やすごみは、印西クリーンセンターの焼却処理施設、燃やさないごみ・粗大ごみは、収集運搬業者が中間処理し、印西クリーンセンターの粗大ごみ処理施設に搬入しています。また、有害ごみは、印西クリーンセンターにて一時保管した後、処理業者へ搬出してい

ます。さらに、一般資源回収及び集団資源回収による資源物は、民間委託処理業者にて資源化されています。その概要をまとめると図-4のとおりです。

なお、印西クリーンセンターの概要は表-12（20ページ）のとおりです。また、当該施設は、焼却処理及び破碎処理を行っており、重複しますがその概要は図-4のとおりとなっています。

また、事業組合の現在の中間処理施設は、老朽化していることから新たな中間処理施設の建設が進められているとともに、建設されるまでの間、現施設の延命化を図るため、平成27年度から平成29年度の3ヵ年で基幹的設備改良事業を実施しました。



表－12

印西クリーンセンターの概要

焼却処理施設	名称	印西クリーンセンター(1、2号炉)	印西クリーンセンター(3号炉)
	所在地	千葉県印西市大塚一丁目1番地1	
	建設年月	着工:昭和58年9月 竣工:昭和61年3月 【ダイオキシン対策工事】 着工:平成12年10月 竣工:平成13年12月	着工:平成8年9月 竣工:平成11年3月
	敷地面積	24,968㎡(粗大ごみ処理施設含む)	
	建築面積	3,485㎡	
	延床面積	6,695㎡	
	建物構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	
	処理能力	200t/24h(100t/24h×2基)	100t/24h
	形式	日本鋼管フェルト式往復動階段火格子 全連続燃焼式焼却炉	日本鋼管式往復動水平火格子 全連続燃焼式焼却炉
	ガス冷却方式	廃熱ボイラ式	
設計施工	日本鋼管株式会社(現JFE環境サービス株式会社)		
(粗大ごみ処理施設) (破碎・選別処理)	所在地	千葉県印西市大塚一丁目1番地1	
	建設年月	着工:昭和59年7月 竣工:昭和61年3月	
	建築面積	637㎡	
	延床面積	1,034㎡	
	処理能力	50t/5h	
	形式	横型回転式破碎機	
	設計施工	日本鋼管株式会社(現JFE環境サービス株式会社)	

イ 最終処分場の状況

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなどは、図－4（19ページ）のとおり、事業組合の印西クリーンセンターで中間処理された残渣等が、同じく事業組合の最終処分場において、埋立処分されています。

なお、最終処分場の概要は表－13のとおりとなっています。

表－13

最終処分場の概要

名称	印西地区一般廃棄物最終処分場
所在地	千葉県印西市岩戸3630
建設年月	着工:平成8年9月 竣工:平成11年2月
開発面積	10.52ha
処分面積	7.61ha
埋立面積	5.39ha
埋立容量	402,200㎡
埋立可能容量	250,000㎡
埋立方法	山間埋立・セル方式

*令和5年度末で最終処分場の埋立率は29.00%

(4) ごみ減量化施策の現況

ア 平成26年度より実施している栄町におけるごみ減量化施策について

資源物への分別への働きかけや、資源物の集団資源回収の推進をはじめ、各家庭の協力や廃棄物減量等推進員によるごみの減量化、さらに事業者には減量目標などをお願いしての減量化など、数多くの手段でそしてあらゆる機会にごみの減量化を推進してきたところです。

そこで、ごみ減量化啓発事業、家庭可燃ごみ減量化事業、資源集団回収拡大事業などに区分して表-14(22ページ)のとおりまとめました。

表－14

令和3年度までに実施したごみ減量化施策実施状況

1 ごみ減量化啓発事業																													
A 廃棄物減量等推進員によるごみ減量化啓発	1. 地域におけるごみ減量とリサイクル推進の啓発活動 50名 ○新聞・雑誌・段ボール等の古紙や缶等の資源物回収運動の促進を図る。 ○各地域でごみの減量化に対する助言を行います。																												
B 町広報によるごみ減量化啓発	1. 広報さかえによりごみ減量化等の記事を掲載し啓発しています。																												
C 出前講座・ごみの分別講習会	1. 各地区に職員及び廃棄物減量等推進員が出向きごみの減量化及びごみの適正排出に関する講座を開き住民に啓発を行っています。また、町イベント等においてごみの分別講習会を開催しています。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>9回</td> <td>11回</td> <td>13回</td> <td>4回</td> <td>2回</td> <td>0回</td> <td>0回</td> </tr> </tbody> </table>		年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	開催回数	9回	11回	13回	4回	2回	0回	0回												
年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3																						
開催回数	9回	11回	13回	4回	2回	0回	0回																						
2 家庭可燃ごみ減量化事業																													
A 生ごみ処理機器の購入助成	1. 生ごみの減量化を図るために生ごみ処理機器の普及に努めています。 ○生ごみ処理機器の助成 購入費の2/3(上限40,000円)																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>17</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>98</td> </tr> </tbody> </table>		年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	合計	台数	3	9	11	8	17	9	5	6	7	6	6	11	98
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	合計																
台数	3	9	11	8	17	9	5	6	7	6	6	11	98																
※H25まで購入費の1/2(上限25,000円) ○生ごみ処理容器の助成 購入費の2/3(上限3,000円)																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>18</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table>		年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	合計	台数	18	11	3	8	4	3	2	0	49								
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	合計																				
台数	18	11	3	8	4	3	2	0	49																				
B 生ごみ集積所新設・修繕補助金	1. 生ごみ減量・リサイクルの住民活動の一助とするため、生ごみ集積所の新設・修繕・更新に対する補助金を交付しています。 ○生ごみ集積所設置助成金 修繕費等の1/2(上限40,000円)																												
C 生ごみ堆肥化モデル事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ともろこし袋堆肥化モデル事業</td> <td>50帯</td> <td>80世帯</td> <td>100世帯</td> <td>200帯</td> <td>300帯</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>EM容器による堆肥化事業</td> <td>50世帯</td> <td>80世帯</td> <td>80世帯</td> <td>80帯</td> <td>80帯</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水切りバケツによる堆肥化事業</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>30世帯</td> <td>50帯</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	ともろこし袋堆肥化モデル事業	50帯	80世帯	100世帯	200帯	300帯	—	EM容器による堆肥化事業	50世帯	80世帯	80世帯	80帯	80帯	—	水切りバケツによる堆肥化事業	—	—	30世帯	50帯	—	—
年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2																							
ともろこし袋堆肥化モデル事業	50帯	80世帯	100世帯	200帯	300帯	—																							
EM容器による堆肥化事業	50世帯	80世帯	80世帯	80帯	80帯	—																							
水切りバケツによる堆肥化事業	—	—	30世帯	50帯	—	—																							
※令和元年度で事業終了し、令和2年度から生ごみ集団資源回収モデル事業に移行した。																													
D 剪定枝・除草コンテナ回収事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>2箇所</td> <td>2箇所</td> <td>2箇所</td> <td>3箇所</td> <td>4箇所</td> <td>4箇所</td> <td>4箇所</td> </tr> <tr> <td>期 間</td> <td>5ヶ月</td> <td>6ヶ月</td> <td>6ヶ月</td> <td>7ヶ月</td> <td>7ヶ月</td> <td>7ヶ月</td> <td>7ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	3箇所	4箇所	4箇所	4箇所	期 間	5ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	7ヶ月	7ヶ月	7ヶ月				
年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3																						
箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	3箇所	4箇所	4箇所	4箇所																						
期 間	5ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	7ヶ月	7ヶ月	7ヶ月																						

E粗大ごみ・不燃ごみの資源化事業	年 度	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	粗大ごみ (木製品・鉄製品)	—	実施	実施	実施	実施	実施
	不燃ごみ (鉄・ガラス・陶磁器)	—	—	実施	実施	実施	実施
F 生ごみ集団資源回収モデル事業	年 度	R2		R3			
	竜角寺台地区	1, 7 2 4世帯		1, 7 1 9世帯			
	酒直台地区	—		5 1 1世帯			
3 資源集団回収拡大事業							
A資源回収運動奨励金交付金	1.各地区の自治会・区・シルバークラブ・子供会・小中 PTA・幼稚園に資源回収運動奨励金を交付して資源化の推進を図っています。 ○団体 3 円/kg 事業者4円/kg (平成28年度より1円引き上げ)						
	年 度	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
	実施団体数	3 0	2 9	2 5	2 8	2 9	3 0
	回収量 (k g)	912, 785	875, 905	811, 650	813, 154	782, 528	764, 690
	年 度	R元	R2	R3			
	実施団体数	3 2	3 2	2 7			
	回収量 (k g)	742, 289	768, 110	714, 715			

※令和4年度以降については、資料編で掲載していきます。

イ 事業組合におけるごみ減量化施策について

事業組合の印西地区ごみ処理基本計画においても、排出抑制・資源化計画として、ごみ減量化施策が掲げられており、栄町のごみ減量化施策もこれら施策を取り入れながら推進しているところです。

なお、事業組合における主なごみ減量化施策は表－15（24ページ）のとおりとなっております。

表－15 「事業組合」主な減量化施策

印西地区
ごみ減量化・資源化の行動計画

基本方針1

持続可能な循環型・脱炭素社会の構築

基本方針2

適正な循環型ごみ処理の推進

基本方針2

住民・事業者・行政が協働でつくる循環型脱炭素社会

1 発生抑制の推進
(1) ごみ処理手数料の見直し検討
①機会を見すえた家庭計ごみ有料化の検討・導入
②丁寧な説明の実施による、導入に向けた機運の醸成
③事業系ごみ手数料の見直し検討
(2) ごみ減量化の推進
①ペーパーレス化の推進
②生ごみの水切り、生ごみのたい肥化の推進
③剪定枝の分別の推進
④バイオマス発電利用の検討
⑤生ごみ処理機、剪定枝粉碎器購入に係る補助金の推進
⑥小型家電の分別の推進
(3) 事業者への指導
①多量排出事業者に対する減量計画提出の徹底
②小規模事業者に対する排出者責任の周知徹底
③ごみ展開調査の実施及び訪問指導

2 リユース・リサイクルの推進
(1) ごみ減量化の推進
①資源物（資源紙、プラスチック等）の分別の徹底
②リサイクルショップ等を利用した不用品の再利用の推進
③新たな資源回収品目の検討
④粗大ごみ等の再利用
⑤民間事業者による拠点改修拡大の促進
⑥事業系ごみに含まれるプラスチックの資源化誘導
(2) 集団回収の促進
①集団改修活動団体の育成支援

3 食品ロス削減の推進

(1) 食品ロスの削減のための啓発

- ①家庭、事業所における食品ロス削減
- ②商工会等と連携した広報
- ③飲食店、小売店、販売店への食品ロス削減の協力要請

(2) フードドライブ、フードバンクの推進

- ①食品関連事業者に対するフードバンク活動団体への協力依頼・連帯の推進

(3) 食品ロス発生量の実態調査

- ①家庭計ごみの食品ロス組成調査
- ②食品関係事業者の食品ロス料の実態把握

4 プラスチックごみ削減の推進

(1) プラスチックごみの分別収集、処理方法の検討・実施

- ①プラスチックごみの分別収集、処理方法の検討・実施

(2) プラスチック削減への取り組み

- ①ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用抑制
- ②マイバック、マイボトル等の利用促進

(3) バイオプラスチック利用の普及啓発

- ①バイオプラスチック利用の普及啓発

5 住民ニーズに応じた効率的な収集運搬の確立

(1) 効率的できめ細やかな収集・運搬体制の構築

- ①効率的できめ細やかな収集・運搬体制の構築

(2) ごみ出し困難者への対応の検討

- ①社会福祉団体や自治会などと連携したごみ収集支援の継続

(3) 低公害収集車（電気自動車等）の検討

- ①低公害収集車（電気自動車等）の検討

6 施設の適正な運営及び管理

(1) 適正処理及び処分量の低減

- ①適正な分別の徹底
- ②中間処理施設へのごみ搬入量の削減
- ③最終処分場へのごみ搬入量の削減

(2) 現中間処理施設及び次期中間処理施設（新クリーンセンター）の運営

- ①焼却余熱の適切な利活用

7 非常時におけるごみ処理体制の構築

(1) 感染症流行時のごみ処理体制の構築

- ① B C R（業務継続計画）の見直し
- ② 関係機関と感染症流行時を想定した防災訓練の実施

(2) 災害発生時のごみ処理体制の構築

- ① 災害廃棄物処理計画の策定
- ② 災害廃棄物処理に係る相互支援協定等、広域的な支援体制の確保
- ③ 関係機関と災害発生時を想定した防災訓練の実施

8 脱炭素社会実現への推進

(1) 処理施設の適切な運営

- ① 焼却余熱の適切な利活用

(2) 低公害収集車（電気自動車等）の検討

- ① 低公害収集車（電気自動車等）の検討

(3) プラスチックごみの分別回収・再資源化

- ① プラスチックごみの分別回収・再資源化

9 環境教育及び啓発活動の推進

(1) 住民への意識啓発

- ① 工場見学会の実施及び見学内容の充実
- ② H P、ごみ分別アプリ、広報紙、パンフレット等による広報及び啓発
- ③ 多国籍、世代及び世帯等に伝わる情報の発信
- ④ 環境啓発イベント及び環境学習講座の拡充
- ⑤ ごみ減量出前講座の充実

(2) ナッジを活用した啓発等の検討

(3) 事業者への意識啓発

(4) 教育機関と連携した啓発活動の実施

(5) 新規排出者へのごみ排出ルールの徹底

3 ごみ減量化にあたっての課題

平成24年度から平成30年度までは、一人1日当たりのごみ排出量が減少していましたが、令和元年度以降は、コロナ禍の影響等によりごみ量が増加し、令和3年度は、減少に転じている状況です。このように長期的な視点では、減少傾向にあるものの、より一層の減量化が必要な状況です。この主な課題としては、次のようなことが考えられます。

本計画では、これら課題に対する減量化施策例を検討していきます。

(1) 家庭系ごみについて

ア 生ごみの重さが家庭系ごみの重量を多くしている。[表-16(29ページ)]

イ 家庭における除草の際の草や、剪定時の枝の排出量は減少しているが、混入時の家庭系ごみの重量を重くしている要因となっている。

ウ 分別収集が不十分と言える。

(ア) 集団資源回収の回収量が減少している。

(イ) 可燃ごみの中に雑紙が混入している。(表-16)

(ウ) 可燃ごみの中に容器包装プラスチックが混入している。(表-16)

(エ) 可燃ごみの中に白色トレイ・布類が混入している。(表-16)

(オ) 可燃ごみの中に牛乳パックが混入している。(表-16)

(カ) 鉄製品の分別回収が進んでいないので、不燃ごみや粗大ごみの重量が多くなっている。[表-17(30ページ)]

エ 事業系ごみの一部が家庭系ごみで排出している可能性がある。

(2) 組成分析について

ごみは、日常生活の活動の結果として排出されるもので、その組織（ごみを構成する種類とその割合）は、町民の生活様式を反映しながら絶えず変動しています。

組成分析とは、ごみの中に含まれるごみの種類及び量の割合を調査するとともに、具体的にどのようなごみがどのように出ているか、また資源化できるものがどの程度含まれているかなどを調査・分析するものです。

ごみの組成を明らかにすることは、ごみ減量施策の立案、実施及びその成果測定にあたって基礎的なデータとして活用されています。

当町においては、事業組合と共同で、集積所が置かれている住宅形態が片寄らないよう配慮しながら6集積所から3袋を採取し、分析を行っておりその結果は、ごみ減量化施策の設定に影響します。

表－16

栄町組成分析結果表

(重さでの比較)

単位：k g

年度	燃やすごみ (資源とはならないごみ)					資源物 (分別が正しければ資源となるごみ)						燃やさないごみ	有害ごみ等	合計
	紙類	プラ類	厨芥類	布類	落葉等	プラスチック	ペットボトル	布類	白色トレー	牛乳パック	雑紙等	金属類(玩具等)	乾電池等	
H19	54.70	13.17	166.41	8.08	9.57	30.94	1.65	1.35	0.46	2.10	33.50	5.27	0.83	328.03
H20	46.33	6.50	170.95	7.79	13.74	25.53	1.05	3.37	1.82	2.51	39.99	4.34	0.20	324.12
H21	49.28	7.40	144.24	4.15	2.13	33.26	0.99	1.63	0.68	2.68	36.98	2.35	0.11	285.88
H22	28.88	16.14	119.64	15.05	3.13	31.43	0.76	0.68	0.64	4.50	43.40	2.15	0.06	266.46
H23	71.15	25.60	111.84	6.24	4.69	16.25	2.13	6.22	0.96	2.67	31.76	0.73	0.05	280.29
H27	18.32	13.46	67.14	1.88	1.59	9.65	0.55	9.74	3.04	7.05	47.85	1.85	0.02	182.14
H28	20.71	2.26	65.15	1.67	4.18	13.79	0.60	1.10	0.20	0.74	19.00	0.31	0.00	129.71
H29	20.84	3.12	45.97	0.49	2.57	5.05	0.13	0.04	0.03	0.69	4.33	0.13	0.00	83.39
H30	10.8	4.82	39.67	0.60	9.22	4.03	0.33	0	0.01	0.23	4.56	0.02	0.00	74.29
R元	9.68	5.92	29.91	0.38	3.12	4.28	0.39	0	0	0.25	4.83	1.14	0.00	59.90
R2	13.91	1.80	25.45	0.50	2.50	3.93	0.22	0.05	0.20	0.21	3.00	0.13	0.00	51.90
R3	6.51	1.72	29.57	0.27	3.33	5.71	0	0	0.02	0.96	5.85	4.75	0	58.69

※H19～H23 18集積所×3袋
H27～ 6集積所×3袋

(割合での比較)

単位：%

年度	燃やすごみ (資源とはならないごみ)					資源物 (分別が正しければ資源となるごみ)						燃やさないごみ	有害ごみ等	合計
	紙類	プラ類	厨芥類	布類	落葉等	プラスチック	ペットボトル	布類	白色トレー	牛乳パック	雑紙等	金属類(玩具等)	乾電池等	
H19	16.7	4.0	50.7	2.5	2.9	9.4	0.5	0.4	0.2	0.6	10.2	1.6	0.3	100
H20	14.3	2.0	52.7	2.4	4.3	7.9	0.3	1.0	0.6	0.8	12.3	1.3	0.1	100
H21	17.2	2.6	50.5	1.5	0.7	11.6	0.3	0.7	0.2	0.9	12.9	0.9	0.0	100
H22	10.8	6.1	44.9	5.6	1.2	11.8	0.3	0.3	0.2	1.7	16.3	0.8	0.0	100
H23	25.4	9.1	39.9	2.2	1.7	5.7	0.8	2.2	0.3	1.0	11.3	0.3	0.1	100
H27	10.1	7.4	36.9	1.0	0.9	5.3	0.3	5.3	1.7	3.8	26.3	1.0	0	100
H28	16.0	1.7	50.2	1.3	3.2	10.6	0.5	0.8	0.2	0.6	14.7	0.2	0	100
H29	25.0	3.7	55.1	0.6	3.1	6.1	0.1	0.1	0.1	0.8	5.2	0.1	0	100
H30	14.5	6.5	53.4	0.8	12.4	5.4	0.5	0	0	0.3	6.2	0	0	100
R元	16.2	9.9	49.9	0.6	5.2	7.1	0.7	0	0	0.4	8.1	1.9	0	100
R2	26.8	3.5	49.0	1.0	4.8	7.6	0.4	0.1	0.4	0.4	5.8	0.3	0	100
R3	11.1	2.9	50.4	0.5	5.7	9.7	0	0	0	1.6	10.0	8.1	0	100

※令和4年度以降については、資料編で掲載していきます。

表-17

家庭系不燃ごみ組成分析調査結果（平成25年4月調査）

調査地区	集積所の場所	ごみ重量 金属重量 金属混入割合 ビン等重量 ビン等混入割合		家庭系不燃ごみの内容物
戸建住宅地域 (安食台・ 竜角寺台)	安食台地区 (15世帯対応 集積所)	総重量(kg)	6.00	ビン・瀬戸物・ナベ ・スプレー缶
		金属重量(kg)	3.00	ナベ・スプレー缶
		金属混入割合(%)	50.00	
		ビン・ガラス・ 陶器類重量(kg)	3.00	ビン・瀬戸物
		ビン・ガラス・ 陶器類混入割合(%)	50.00	
	竜角寺台地区 (24世帯対応 集積所)	総重量(kg)	9.00	ビン・バッグ・鉄くず ・缶 ・ゲームコントローラー
		金属重量(kg)	3.50	鉄くず・缶
		金属混入割合(%)	38.88	
ビン・ガラス・ 陶器類重量(kg)		1.00	ビン	
	ビン・ガラス・ 陶器類混入割合(%)	11.11		
既存集落地域 (麻生・押付)	麻生地区 (21世帯対応 集積所)	総重量(kg)	9.00	ビン・瀬戸物・時計 ・ガラス・ライター ・廃プラ・鉄くず ・スプレー缶
		金属重量(kg)	4.00	時計(金属製)・鉄くず ・スプレー缶
		金属混入割合(%)	44.44	
		ビン・ガラス・ 陶器類重量(kg)	1.00	ビン・瀬戸物
		ビン・ガラス・ 陶器類混入割合(%)	11.10	
	押付地区 (21世帯対応地区)	総重量(kg)	20.00	ビン・瀬戸物・ヤカン ・フライパン・スプレー缶
		金属重量(kg)	7.50	ヤカン・フライパン ・スプレー缶
		金属混入割合(%)	37.50	
ビン・ガラス・ 陶器類重量(kg)		12.50	ビン・瀬戸物	
	ビン・ガラス・ 陶器類混入割合(%)	62.5		
集合住宅地域 (安食2丁目・下町)	安食 (22世帯対応 集積所)	総重量(kg)	0.90	カップ・ビン・瀬戸物 ・スプレー缶
		金属重量(kg)	0.30	スプレー缶
		金属混入割合(%)	33.33	
	安食2丁目 (8世帯対応 集積所)	ビン・ガラス・ 陶器類重量(kg)	0.20	ビン・瀬戸物
ビン・ガラス・ 陶器類混入割合(%)		22.20		
合 計		総重量(kg)	44.90	
		金属重量(kg)	18.30	
		金属混入割合(%)	40.75	
		ビン・ガラス・ 陶器類重量(kg)	17.70	
		ビン・ガラス・ 陶器類混入割合(%)	39.42	

(3) 全体的取り組みについて

- ア 町民へのごみ減量化啓発が不足している。
- イ 町におけるごみの分別等に関する施策が不十分である。
- ウ 廃棄物減量等推進員に対して、行政における動機付けが不足している。

4 ごみ減量化施策と目標設定

(1) ごみ減量化推進計画策定に対する基本的な考え方

ごみの減量化は、ごみ処理の効率化ばかりか、ごみは資源としての価値を有するもので、今後の町の財政負担の軽減、地域環境・地球環境の保全、協働社会の推進など多方面の効果が生じる施策であり、本計画では、小さなことから出発し、継続的な減量化へ結び付けていくことを目指しています。

そのためには、まず、ごみ減量化についてできる手段を考え、施策項目ごとに整理し、施策例を検討しています。

また、施策項目ごとに施策例を提示しますが、その項目ごとに更なるごみ減量化施策に取り組んでいきます。

なお、令和10年度のごみ減量化目標として、一人1日当たりのごみ排出量を示していますが、この数字は令和10年度までに達成する目標数であり、達成方法としては施策例を逐次評価の上、新たな施策例を検討していきます。このように、年度別一人1日当たりのごみ排出量数値目標を内容とした、ごみ減量化推進計画を策定しました。

(2) 目標設定にあたっての考え方

ごみ処理量はできるだけ少なくするということを基本に、将来の一日1人当たりのごみ排出量を推計しています。そして、人口についても、栄町においては、定住・移住施策を今後積極的に実施し、人口増加を図っていくこととしていますので町の将来人口は、「千葉県印旛郡栄町人口ビジョン(令和2年3月)で示されている将来展望人口(町独自推計(施策効果反映))を採用しています。

なお、人口などが想定を上回る場合は、安定的なごみ処理が可能になるように、一層のごみ減量化施策の実施や、一部外部委託処理等、その時の状況に応じて、あらゆる手段を実施し適切に対応していきます。

本計画における栄町の人口推移及び推計

(単位：人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
実績	21,899	21,656	21,470	21,201	20,908	20,676	20,384	20,181	20,001
将来人口	—	—	—	—	—	—	—	—	—
将来人口 (補正後)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	—	—
実績	19,899	19,751	—	—	—	—	—	—	—
将来人口	—	19,899	19,738	19,577	19,417	19,256	19,096	—	—
将来人口 (補正後)	—	—	19,590	19,430	19,271	19,111	18,952	—	—

*H25年度からR5年度までは、栄町住民基本台帳(3月31日現在)の実績

《人口推計の説明》

町の将来人口は、「千葉県印旛郡栄町人口ビジョン(令和2年3月)で示されている将来展望人口(町独自推計(施策効果反映))を採用しています。将来展望人口(町独自推計(施策効果反映))は、出生率の上昇につながる施策や社会減を抑制する施策を踏まえた推計となっています。なお、令和6年度以降の将来人口は、令和5年度将来人口と実績人口の比較減少率を各年度の将来人口に乗じて補正後の将来人口(令和6年度から令和10年度)を推測しています。

(3) 家庭系ごみの減量化目標と施策展開

家庭系ごみの減量化目標については、令和10年度を目標年度として、一日1人あたりのごみ排出量(資源物を除く)を示し、将来展望人口を基に年間家庭ごみ排出量(資源物を除く)を推計しました。

また、令和10年度以降も引き続き減量化に取り組み440g/人・日を目指します。

○令和10年度の目標値

目標の項目	目標値又は推計値	目標値の考え方
人口見込	18,889人 (推計値)	将来のごみ処理量の推計数値が過大にならないよう「将来展望人口」から推計
一人1日当たりの 家庭系ごみ排出量/日	440g (目標値)	栄町・印西市・白井市で構成している印西地区環境整備事業組合が策定した「印西地区ごみ処理基本計画」と整合
家庭系ごみ総排出量	3,033t/年 (目標値)	$440\text{g/日} \times 18,889\text{人} \times 365\text{日} \div 1,000 = 3,033\text{t/年}$

以上の目標を達成するため、次の施策項目に関する施策を展開します。

なお、総体的施策については、減量効果が数量的に予測できないものが含まれております。

減量目標は、次に掲げる施策と毎年ごみ減量化施策予算を勘案しながら可能な限り展開していきます。

なお、小型家電リサイクル法に基づく分別・再資源化についても事業組合と調整を図っていきます。

ア 総体的施策

(ア) 町民への啓発活動等

主な施策例	
a	ごみ減量化(分別等)に係る啓発（自治会の協力等も得る）を拡充する。
b	ごみ減量化コンクールを開催する。
c	レジ袋、割り箸、過剰包装等、購入者が自ら断る宣言を促進する。(マイバック・マイ箸運動を推進する。)
d	「譲りたい・差し上げたい物」と「求めたい物」の情報提供を行い粗大ごみの減量化を進める。
e	分別後の資源がどのように生かされているのか、どのように製品に生まれ変わっているのかを紹介（商品紹介や販売など）する。
f	エコショップ（マイバックの普及促進協力店・「牛乳パック」や「白色トレイ」などの店頭回収を行っている店舗）に関する広報の推進
g	食べ残し等による食品ロスの削減に関する広報の推進
h	家庭系ごみに混在する事業系ごみの適正排出の推進

(イ) 廃棄物減量等推進員の活動の活発化

主な施策例	
a	廃棄物減量等推進員との情報交換機会を増加させる。
b	組成分析を行い、廃棄物減量等推進員との定期的な情報交換を行いつつ周知・協力を仰ぐ。
c	廃棄物減量等推進員を通じてモデル地域の表彰を行い、減量実施事例内容を町広報誌等に掲載する。

イ 個別的施策

(ア) 集団資源回収の強化

主な施策例
a 参加地区や参加団体を増加させる施策を検討する。
b 資源回収量増加のため、資源物集団回収の助成金の見直しを検討する。
c 資源回収量増加のため、資源物集積場所として集会所・集積所等の他公共施設用地等の使用を検討する。

(イ) 生ごみの減量化の推進

主な施策例
a 生ごみの水切りを徹底する。
b 電気式生ごみ減量器の普及
(a) 電気式生ごみ減量器を利用した堆肥化の助成、補助額40,000円以内、補助率2/3の継続。今後、毎年平均10台の導入を図ることを目標とする。
(b) 年度ごとに重点戸建地区（安食台・竜角寺台・酒直台・南ヶ丘地区）を決めて、自治会、廃棄物減量等推進員と町が協働して、ごみ減量器のメリット、必要性をローラー作戦で啓発する。
c ディスポーザーの設置助成金を検討する。
d EM菌を利用した堆肥化容器の助成、補助額3,000円以内、補助率2/3の継続。
e 団地地区の生ごみを集団資源品目に加えて回収する「堆肥化モデル事業」を推進する。

※これまでの生ごみ堆肥化モデル事業の実施状況

- 生分解性生ごみ袋：平成27年度～令和元年度
- EM容器：平成27年度～令和元年度
- 水切りバケツ：平成29年度～平成30年度
- 生ごみの集団資源回収：令和2年度～

(ウ) 家庭の庭等の剪定時の枝や葉、除草時の草などの減量化の推進

主な施策例	
a	役場、酒直地区、竜角寺台地区、布鎌地区にコンテナボックスを設置し、各家庭から剪定枝・除草を集めて、民間事業者による堆肥化を進める。
b	除草時の草などは、乾燥等による減量化に関する啓発を推進する。
c	破砕粉砕機・ガーデンシュレッダーの普及啓発として購入補助制度の創設や貸出制度の創設について、検討する。

(エ) 硬質プラスチック・容器包装プラスチック・紙類・白色トレイや布類の
分別の推進

主な施策例	
a	雑誌・雑紙・容器包装プラスチック・白色トレイや布類などの資源ごみの分別を経済的動機付けにより推進する方策を検討する。
b	紙類等はリサイクル可能な大切な資源であり雑誌や雑紙などを資源物で排出するよう、また、容器包装プラスチック類をよく洗い資源物で排出するよう、分別講習会を開催するなど啓発を充実する。
c	単身者や高齢者世帯が、資源ごみとして出せるように、例えば集積所にリサイクルボックス（専用回収袋）を設置するなど回収方法を検討する。
d	新聞や雑誌類は、新聞店の回収に該当することから、新聞店の回収を紹介する。
e	硬質プラスチックを可燃物としてではなく資源物として回収を検討する。 例) バケツ・歯ブラシ・コップ・定規類・玩具・ボールペン

(オ) 金属製品・ビン・ガラス・陶器類等の分別の推進

主な施策例	
a	資源物集団回収における回収品目の拡大（鉄製品・自転車・ビン・ガラス・陶器類等）を図る。
b	燃やさないごみ袋に混入している鉄製品・ガラス・陶磁器を回収業者が分別し資源化する。

(カ) 粗大ごみの減量化の推進

主な施策例

- a クリーンセンターで処分している粗大ごみについて、鉄製品、木材を分別して資源化を推進する。

5 計画の進行管理

PDCA サイクルに基づく計画の進行管理は、次に示すとおりです。本計画を推進するためには、施策の進行管理を行うとともに事業効果等の評価を行なうことにより、ごみ減量化の継続的な改善を図ります。

計画の進捗状況は、「PDCA」サイクルを用いて把握し、①策定(PLAN)・②実行(DO)・③評価(CHECK)・④見直し(ACTION)という手順を繰り返し計画の継続的な評価・見直しと新たな要素を考慮しながら実施します。

